

高等学校等の入学準備のために（中学3年対象）

返還不要の給付型奨学金です！

## 令和7年度川崎市高等学校奨学生【入学支度金】募集要項

### 1 申請基準

次の3つの要件にすべてあてはまる方が申請対象者です。

川崎市外の国公立や私立の中学校に在学する場合も対象です！！

川崎市内に住所を有する  
中学3年生 ※1

（申請時点から令和7年1月1日  
までの間）

学業成績 評定結果の  
平均値が3.5以上

（第3学年前期の全履修科目の  
評定結果の5段階評価の平均値）

世帯の合計所得金額が  
基準額以内 ※2、3

（令和5年1年間の所得）

次の表は目安であり、世帯の年齢構成などにより申請者ごとに基準額が異なります。対象になるか分からない方は、まずは申請を！！

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人
合計所得金額	約241万円	約298万円	約341万円	約388万円	約431万円	約488万円
（総収入）	約368万円	約439万円	約494万円	約552万円	約606万円	約675万円

※1 申請後、令和7年1月1日以前に川崎市外へ転出された場合は、奨学生として採用されません。

また、本奨学金の支給対象となるのは、高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び専修学校の高等課程を含む。）に入学する場合です。

※2 世帯に所得のある方が複数いる場合は、それぞれの所得を合算した額となります。

※3 基準額は、平成30年4月1日を基準日として、生活保護法による保護の基準の規定を基に算出します。

### 2 支給額



進学先	支給額
国・公立の高等学校へ進学する場合	45,000円
私立の高等学校へ進学する場合	70,000円

※令和7年3月下旬に本人又は保護者名義の金融機関口座に振り込みます。



### 3 受付期間（紙申請・電子申請ともに）

令和6年11月8日（金）から令和6年12月16日（月）まで

オンライン手続きわさき  
（e-KAWASAKI）からも  
申請ができます！！

- ・郵送の場合は、令和6年12月16日（月）消印有効
- ・持参の場合は、令和6年12月16日（月）17時15分まで

### 4 審査結果の通知

- ・審査結果については、令和7年2月頃に申請者の自宅へ郵送いたします。
- ・採用が内定しても、高等学校に入学しなかった場合は、入学支度金を返還していただきます。



## 5 申請方法

不明な点がありましたら、お気軽にお問合せください！！

### Step1 提出書類を用意する（必要書類等は次表のとおり）

対象となる申請者	必要な提出書類	注意点等
(1) 紙による申請をする方	奨学資金支給申請書・推薦書【入学支度金用】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在籍する学校か市ホームページから入手</li> <li>・電子申請は不要</li> </ul>
(2) 全申請者	住民票	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>申請者（中学3年生）本人が記載され</b>、3か月以内に発行されたもの（コピー可）</li> </ul>
(3) 生活保護世帯の方	被保護証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>世帯全員が記載され</b>、3か月以内に発行されたもの（コピー可）</li> </ul>
(4) 児童養護施設入居者・里親に委託されている方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在籍証明書</li> <li>・児童委託証明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コピー可</li> </ul>
(5) <b>(3), (4) 以外で18歳以上の世帯員がいる方</b>	令和6年度市民税・県民税・森林環境税課税額証明書 又は <b>非課税証明書</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・証明書<b>以外</b>の書類（源泉徴収票、特別徴収税額の決定・変更通知書、納税通知書等）は、<b>受付不可</b>。</li> <li>・世帯員の中で、18歳以上で学生でない方は、<b>全員証明書が必要（無職の方や扶養に入られている方も必要）</b></li> <li>・ただし、<b>配偶者控除</b>を受けられていて、その状況が証明書に記載されている場合は、控除されている配偶者の分の所得証明書は不要（配偶者<b>特別</b>控除とは異なります）</li> <li>・やむを得ない事情により、課税額証明書・非課税証明書の提出が期限に間に合わない場合は、受付期限までに、紙の申請書だけでも郵送により提出し、証明書を入手後速やかに提出してください。また、<b>証明書の提出が大きく遅れると、審査できず、奨学生として採用できない場合があります。</b></li> <li>なお、電子申請は書類がそろっていないと申請できません。</li> </ul>

市税事務所、区役所（支所）、行政サービスコーナー等で発行  
※マイナンバーカードがあれば、コンビニでも発行可能です！！

#### 電子申請

#### 紙による申請

### Step 2 e-KAWASAKI 利用者登録

- ・電子申請を希望する申請者（中学3年生）または保護者等が、事前に「オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）」の利用者登録
- ・すでに登録済みの方は登録不要
- ・申請受付期間前でも登録可

e-KAWASAKI  
利用者登録はこちら



### Step 3 電子申請手続

- ・市ホームページ内「電子申請による申込」から、手続方法を確認の上、申請フォームに入力し申請



URL : <https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000111681.html>

### Step 2 提出書類を郵送

「Step 1」で用意した提出書類を、**川崎市教育委員会事務局総務部学事課（6 問合せ先）へ郵送（持参も可）**

#### 【注意点】

- ・**学校への成績要件の確認は、学事課から行うため、申請者が学校に申請書を提出する必要はありません。（奨学生推薦書の記載は不要）。**
- ・普通郵便による提出が御心配な場合は、追跡可能な送付方法（簡易書留やレターパック等）を利用
- ・郵送料は申請者負担

## 6 問合せ先

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所第3庁舎 5階  
川崎市教育委員会事務局総務部学事課 電話 044-200-3267

